

特定事業主行動計画期間の延長及び目標項目の追加について

1 計画期間の延長

山武郡市広域行政組合特定事業主行動計画（以下「後期計画期間」という。）は、計画期間を令和２年度から令和６年度までの５年間としていましたが、改正された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に対応するとともに、令和７年度に期限を迎える女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の改正状況を踏まえるため、計画期間を１年間延長します。

令和２年度から令和７年度までの６年間を後期行動計画の期間とします。

〈計画期間のイメージ〉

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
当組 合 計 画 期 間	【前期計画期間】 H27. 4. 1～R2. 3. 31					【後期計画期間】 R2. 4. 1～R7. 3. 31					延長 期間	
次 世 代 法	H27. 4. 1～R7. 3. 31（延長後 10 年）											
女性活躍推進法	H28. 4. 1～R8. 3. 31（10 年）											

※次世代法は令和１７年度（１０年間）まで延長

2 目標項目の追加

特定事業主行動計画における目標値を下記のとおり変更します。

【改正前】男性の育児休業取得率 ６０％

【改正後】男性の育児休業取得率 ８５％

3 行動計画の取扱い

「山武郡市広域行政組合特定事業主行動計画（令和２年度～令和６年度）」と「特定事業主行動計画期間の延長及び目標項目の追加について」をもって、令和７年度の行動計画とします。